

水林総第913号  
令和6年(2024年)9月24日

(一社)北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部長

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

このことについて、令和6年9月13日付け北労基発0913第2号にて北海道労働局長から別添のとおり通知がありましたので、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、貴傘下会員等に対する周知についてよろしく申し上げます。

(管理係 三賀森)

北労発基 0913 第 2 号  
令和 6 年 9 月 13 日

建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局長  
(公 印 省 略)

### 建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における 8 月末現在（速報値）の死亡者数は 10 人と前年同期の 3 人から 7 人増加しており、死傷者数は 453 人と前年同期に比べ 50 人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は令和 5 年 1 年間に発生した 6 人を上回っているほか、過去 5 年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去 5 年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添 1）により同運動を展開いたしますので、下記事項の取組について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、死亡者数が大幅に増加していることを受け、「建設事業者及び現場で働く皆さんへ」と題した北海道労働局からのメッセージ（別添 7）及びメッセージ動画を作成し、公開しておりますので、各施工業者に対する周知についても特段の御配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

- 1 別添 2 のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を使用した、現場監督員等への周知
- 2 工事現場へのパトロールの実施及び指導
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成する労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催

- 5 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に係る別添3の「懸垂幕（看板）」及び別添4の「安全宣言」の現場設置・掲示への協力  
 （別添5「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照）

【添付書類】

- (1) 「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」
- (2) 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕（又は看板）（例）
- (4) 建設工事追い込み期労働災害防止運動安全宣言 記入例
- (5) 「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領
- (6) 建設工事パトロール点検表
- (7) 「建設事業者及び現場で働くみなさんへ」（北海道労働局労働基準部長メッセージ）

※「リーフレット」、「実施要綱」等の上記添付書類は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

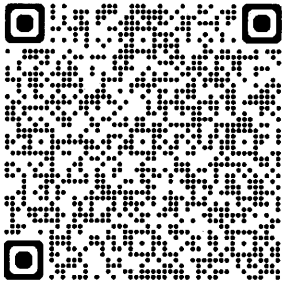

【掲載場所】

1 リーフレット等

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>労働災害防止について  
 >業種別の労働災害防止について>建設業の労働災害防止対策等について

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html)

2 北海道労働局メッセージ動画 <https://youtu.be/TudCg8e1wGY>

建設業の労働災害防止対策等について （北海道労働局 HP）	北海道労働局メッセージ動画 （北海道労働局 YouTube）
	

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課  
 主任地方産業安全専門官 衿（のど）  
 電話(代) 011-709-2311 内線 3550

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和6年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(速報値)の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は令和5年1年間に発生した6人を上回っているほか、過去5年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落・転落」「崩壊・倒壊」が各2人、「飛来・落下」「激突され」「はさまれ、巻き込まれ」「おぼれ」「感電」「その他」が各1人となっています。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

## 1 取組期間

令和6年10月1日から令和6年12月31日まで

## 2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

## 3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

## 4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

## 5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。  
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

## 6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
  - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
  - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
  - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
  - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
  - ア 墜落・転落災害防止対策
    - (ア) リスクアセスメントの実施
    - (イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
    - (ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
    - (エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

- (オ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (カ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- (キ) 要求性能墜落制止用器具の使用

#### イ 重機等災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
  - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
  - b 立入禁止区域の明確化
  - c 誘導者の配置による転落・接触防止
  - d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
  - a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
  - b 過負荷の制限
  - c アウトリガーの最大張出
  - d 適正な玉掛用具の使用
  - e 安全装置の有効使用

#### ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

- (ア) 土砂崩壊
  - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - b 作業開始前の地山の点検
  - c 作業主任者の直接指揮
  - d 作業手順に基づく安全作業
  - e 現場責任者による巡視・点検の励行

#### (イ) 構築物・仮設物の倒壊

- a 作業計画の作成
- b 作業手順の確立
- c 避難場所の確保
- d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

#### エ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - b 交通誘導者の配置
  - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

#### オ 急性中毒等予防対策

- (ア) 一酸化炭素
  - a 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止  
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視(作業開始前、作業中等)の実施
  - b リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
  - a 換気装置の使用
  - b 送気マスク、防毒マスクの使用
  - c 作業主任者の選任と職務の励行
  - d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
  - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
  - c 作業主任者の選任、職務の励行
  - d 安全衛生教育の実施
  - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

#### カ 火災防止対策

- (ア) 火気の手扱い管理の徹底
- (イ) 可燃性の物等の近傍での火気の使用禁止



# 建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和6年10月1日～12月31日)

Safety First! 『安全は何よりも優先する』

北海道労働局からのメッセージ  
(北海道労働局 YouTube へ移動します)



## 安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社名  
代表者  
現場代理人

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は過去5年間の同時期における平均人数を上回っており、例年よりも多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間: 令和6年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
- 4 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

## 運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

### 墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止器具の使用

### 重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
  - (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
  - (イ) 立入禁止区域の明確化
  - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
  - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
  - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
  - (イ) 過負荷の制限
  - (ウ) アウトリガーの最大張出
  - (エ) 適正な玉掛用具の使用
  - (オ) 安全装置の有効使用

### 崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
  - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - (イ) 作業開始前の地山の点検
  - (ウ) 作業主任者の直接指揮
  - (エ) 作業手順に基づく安全作業
  - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
  - (ア) 作業計画の作成
  - (イ) 作業手順の確立
  - (ウ) 避難場所の確保
  - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

### 交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - (イ) 交通誘導者の配置
  - (ウ) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

### 急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
  - (ア) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
  - なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
  - (イ) リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
  - (ア) 換気装置の使用
  - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
  - (ウ) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
  - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
  - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
  - (エ) 安全衛生教育の実施
  - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

### 火災防止対策

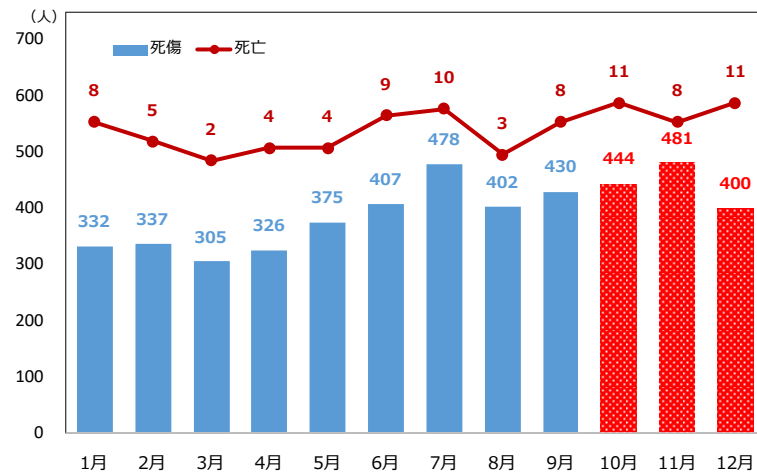
- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

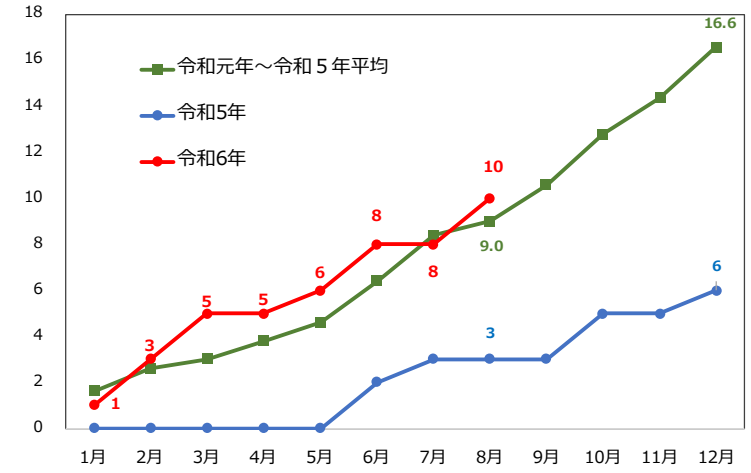
令和6年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）

## STOP!労働災害 リスクアセスメントを実施しよう!

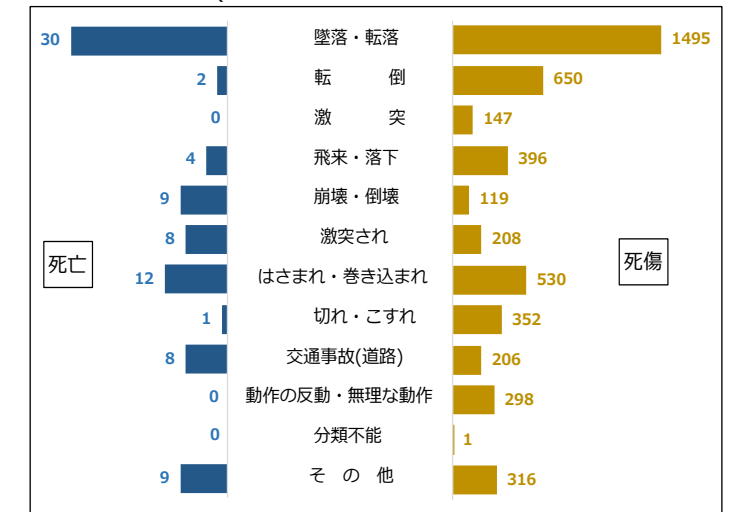
建設業における月別死傷者数の推移（令和元年～令和5年）



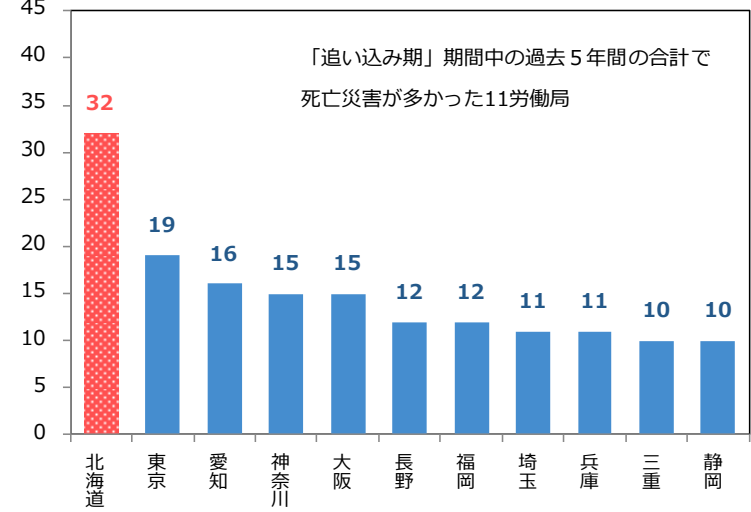
建設業における月別死亡災害発生状況（令和元年～令和5年）



建設業における事故の型別労働災害発生状況（令和元年～令和5年）



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況 令和元年～令和5年（各年10月～12月）



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

### 重点実施事項等

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策